

令和5年度第2回登米市入札契約監視委員会

日時：令和6年1月17日（水）

午後2時～

場所：登米市役所迫庁舎

3階 第4委員会室

次 第

1 開 会

2 副市長あいさつ

3 報 告

(1) 令和5年度（上半期）入札及び契約の状況報告・・・資料1

(2) 指名停止措置の運用状況報告・・・・・・・・・・資料2

(3) その他

4 議 題

抽出事案の審議・・・・・・・・・・資料3

5 その他

6 閉 会

令和5年度上半期入札方式別集計表

契約期間：令和5年4月1日～令和5年9月30日

入札方式	件数	区分・品目	備考	
1. 条件付一般競争入札	5件	工事計	5件	
		水道施設工事	1件	
		建築一式工事	1件	
		電気工事	1件	
		管工事	2件	
2. 制限付一般競争入札	50件	工事計	44件	
		土木一式工事	17件	
		水道施設工事	1件	
		建築一式工事	3件	
		と・土・コン工事	1件	
		舗装工事	10件	
		電気工事	2件	
		管工事	3件	
		機械器具設置工事	4件	
		電気通信工事	1件	
		塗装工事	1件	
		防水工事	1件	
			建設関連業務	6件
		3. 指名競争入札	182件	工事計
土木一式工事	16件			
水道施設工事	3件			
建築一式工事	2件			
と・土・コン工事	2件			
解体工事	3件			
舗装工事	5件			
電気工事	9件			
塗装工事	1件			
浄化槽設置工事	19件			
	建設関連業務			26件
	物品（購入・製造・賃貸）	33件		
	役務の提供	63件		
総契約件数	237件			

指名停止情報

令和5年12月31日現在

番号	商号又は名称	所在	指名停止の始期	指名停止の終期	指名停止 期 間	指名停止する 登録業種	指名停止措置事由
1	(株)セレスポ	東京都	令和5年4月12日	令和6年4月11日	12月	役務の提供	独占禁止法違反
2	西武建設(株)	宮城県	令和5年9月26日	令和6年1月25日	4月	建設工事	建設業法等関係 法令違反
3	(株)久慈設計	岩手県	令和5年12月22日	令和6年2月21日	2月	建設関連業務	粗雑工事等
4	(株)久米設計	東京都	令和5年12月22日	令和6年12月21日	12月	建設関連業務	談合等

審議案件一覧

(令和5年4月1日～令和5年9月30日)

No	入札方式	工事名称（業務名称）	区分・種目	予定価格 (税抜) (円)	担当課
1	制限付 一般競争入札	東和定住促進住宅外壁 等改修工事（2号棟 外)	塗装工事	56,007,408	住宅都市整備課
2	制限付 一般競争入札	津山小学校改修工事 (機械設備)	管工事	67,415,700	住宅都市整備課 学校教育課
3	指名競争入札	遊具保守点検業務（佐 沼小学校外26施設)	役務の提供	1,657,000	学校教育課
4	指名競争入札	令和5年度下刈2号 (東和)業務	役務の提供	4,782,000	農林振興課
5	指名競争入札	破碎鉄くず等売払（後 期)	役務の提供 (売払い)	6,120,000	クリーンセンター
6	随意契約	登米市クリーンセン ター可燃ごみ処理業務	業務委託	11,390,000	クリーンセンター

審議概要	
案件No.	1
案件名	東和定住促進住宅外壁等改修工事（2号棟外）
入札経過及び結果等	本案件は制限付一般競争入札で執行したところ、1者から入札参加申請があり、落札率は96.95%であった。1回目、2回目の入札とも予定価格に達せず、3回目の入札で落札決定に至り、調査基準価格以上での応札のため低入札価格調査の対象外であった。
事業概要	登米市公営住宅等長寿命化計画に基づき施設の保全を図るため、東和定住促進住宅の住宅及び受水槽ポンプ室、プロパンボンベ室の3棟の外壁塗装や屋上防水の改修工事を行ったもの。
委員会意見	入札参加有資格者が11者あったが、1者しか入札に参加がなく3回目の応札で落札。入札参加者が少なかった理由は配置技術者や他の業務の状況などが考えられるとのことであり、問題はなかったと判断する。入札参加者が1者だけということは好ましいことではないので、今後は入札参加資格条件や入札時期などに工夫をしていただきたい。

審議概要	
案件No.	2
案件名	津山小学校改修工事（機械設備）
入札経過及び結果等	本案件は制限付一般競争入札で執行したところ、3者から入札参加申請があり、落札率は99.38%であった。1回目の入札で全者予定価格に達せず、2回目で2者による入札の結果、予定価格以内の有効な入札が1者で落札決定に至り、調査基準価格以上での応札のため低入札価格調査の対象外であった。
事業概要	登米市小学校再編基本方針に基づく統廃合を実施しており、一時的に旧横山小学校を利用し、旧柳津小学校を改修して新たな津山小学校にするため改修工事を行い、令和6年4月1日から新たに学校をスタートするもの。
委員会意見	入札参加者が3者あったが、落札率が99.38%と100%に近く競争が有効に行われたかどうか懸念されたが、説明により問題がないことが分かった。結果的に応札価格が予定価格に近かったということで、予定価格の設定にも問題がなく、公正な競争が行われたと判断する。

審議概要	
案件No.	3
案件名	遊具保守点検業務（佐沼小学校外 26 施設）
入札経過及び結果等	本案件は指名競争入札で執行し、本市の公園緑地管理部門の遊具管理に登録のある者のうち、日本公園施設業協会が認定する公園施設製品整備技師等の資格を有する県内業者5者全てを指名したところ、5者全てから応札があり落札率は99.58%であった。低入札価格調査制度並びに最低制限価格制度については適用外である。予定価格以内の有効な入札が1者、予定価格に達しなかった入札が4者という結果であった。
事業概要	市内小学校等に設置している遊具の保守点検を行うもので、本来は学校保健安全法に基づき、学校の先生が遊具点検することとされているが、他自治体の事故等の事例も踏まえ、専門家である有資格者に委託し保守点検を行っている。
委員会意見	入札参加者が5者あったが落札率が99.58%と100%に近く、落札者は参考見積りを徴した者の中の1者であった。参考見積りを提出した者が入札上有利にならないよう工夫をしているとのことで、入札に問題はなく公正に行われた。参考見積協力業者が入札に参加してはいけないわけではないが、必ずしも好ましいことではないので可能な限りこうした事態を避けた方がよいように思われる。

審議概要	
案件No.	4
案件名	令和5年度下刈り2号（東和）業務
入札経過及び結果等	本案件は指名競争入札で執行し、本市の山林管理部門の山林管理に登録のある市内及び準市内、県内業者5者全てを指名したところ3者から応札があり落札率は99.75%であった。低入札価格調査制度並びに最低制限価格制度の適用外である。予定価格以内の有効な入札が2者、予定価格に達しなかった入札が1者という結果であった。
事業概要	市有林において植栽を行った山林の植栽木の成長を阻害する雑草木竹等の刈り払いを行うもので、面積は18.32haである。森林育成事業という国の補助事業を活用し実施しており、事業費の約6割が補助金となっている。
委員会意見	入札参加者が3者あったが、落札率が99.75%と100%に近かった。入札参加者が全て市内業者であり、業務について同じような条件・情報等を有しているため入札価格は似通ってはいるが、入札に問題がなかったと判断する。

審議概要	
案件No.	5
案件名	破碎鉄くず等売り払い（後期）
入札経過及び結果等	本案件は指名競争入札で執行し、本市の金属、非金属等の買い受け部門の金属類、非金属類、紙類に登録のある市内業者7者全てを指名したところ4者から応札があり、落札率は売り払いのため100%を超える112.21%であった。予定価格以内の入札が3者、予定価格に達しなかった入札が1者という結果であった。
事業概要	クリーンセンターに搬入された可燃ごみ、粗大ごみの処理過程で発生する資源物を品目ごとに分け、単価契約により売り払いするもの。前年度実績と年間見込みを基に10品目の数量を出し、売払単価は再生原料相場表の単価を基に設計している。
委員会意見	市が所有する資源を業者に販売するという事で、予定価格よりも高い入札価格を提示した者が落札するという案件である。予定価格の算定方法について説明を受け、入札は公正に行われたと判断する。関連施設から発生する鉄くず等の資源ごとに市場価格を算定し、それらをもとに全体の予定価格を設定するという事であるが、その方法は合理的で説得的であり、何の問題もなかった。

審議概要	
案件No.	6
案件名	登米市クリーンセンター可燃ごみ処理業務
入札経過及び結果等	落札業者はクリーンセンターの運転管理業務を受注しており、仮置ごみや焼却、搬入など施設の状態を把握しながら、ごみの少ない時期に搬入が可能であることから随意契約としている。設計額の積算は、廃棄物処理施設等維持管理業務積算要領を基に算定しているほか、火災監視警報や仮設電源などについては、項目ごとに参考見積りを徴取している。
事業概要	クリーンセンターの電気事業法に基づくボイラー等の発電設備の定期点検の実施に伴い46日間休炉となることから、その間に搬入される可燃ごみの仮置き場の設置、管理、点検終了後に焼却するための搬出業務等を委託するもの。
委員会意見	随意契約であり、旧クリーンセンターの施設で一時的に可燃ごみを保管して、順次処理する必要があるため、本契約手続きは妥当と考える。

総合的所見

今回の委員会では、6件の案件を抽出し審議した。結果としてどの案件も入札は公正かつ適切に行われたと判断している。入札の透明性確保は今後とも重要な課題であるので、疑念を持たれない入札管理に一層励んでいただきたい。

入札参加有資格者が多数あったにもかかわらず1者しか応札しなかった案件の仕様書閲覧業者の特定については、オンラインで誰でも閲覧・ダウンロードできるという実情であり、入札が目的かそれ以外が目的か区別がつかないため、現在のシステムでは公示案件にどの程度の業者が興味・関心を持ったのか把握するのは難しいことが分かった。今後はこうした事態を極力避けるよう入札参加資格条件や入札時期などを工夫していただきたい。

公正入札調査委員会が開催され、その結果が本委員会に報告されたことは、市の入札契約業務を公正かつ適切に実施する取り組みとして高く評価したい。